

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西予市長

市町村名 (市町村コード)	西予市 (38214)
地域名 (地域内農業集落名)	俵津地区 (大浦、脇、新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西予市の西部に位置する明浜地区は、東西に細長い典型的なりアス海岸地形を呈しており、当地区の基幹産業である柑橘栽培園地は、宇和海に面した南斜面に広がっている。

その明浜地区の東に位置する当地区の3集落(大浦、脇、新田)は、平地に乏しい湾岸に立地し、生産条件が不利な急傾斜の樹園地で行われているが、不利な生産条件の下でも、農地を保全し、農業生産活動の維持に努めている。

近年、明浜地区では、高齢化による離農や人口減少、後継者・担い手不足等により、最盛期の昭和60年頃に約15,000tあった柑橘生産量は年々減少し、現在では約4,000t(令和5年度末調査)となっている。

今後、当地域の柑橘農業の活性化を図るためには、生産者、農業法人、関係機関及び行政が一体となった「明浜地区全体」での取組みによる農地保全の意識の共有や機運を醸成し、当地域の柑橘農業が抱えている下記の課題等を克服していく必要がある。

【課題】

- ・担い手の高齢化等により耕作ができない農地が増加しているが、他人に貸すことへの不安による農地の貸し渋りがあり、耕作放棄地の増加へとつながる現状がある。また、隣接する農地所有者ではなく、親戚などへ耕作を依頼することも多く、このことで、園地の分散化につながっている。耕作放棄地の発生は、鳥獣や病害虫の温床となる事で、隣接する農地への影響もある。

- ・代々引き継いできた農地に対しての意識は高いものの、地域全体で農地を守っていくという意識の共有や醸成はできておらず、規模を拡大したい生産者が、空いている農地を知るには人づてしかなく、農地の確保が困難な状況である。

- ・後継者や担い手不足が続いていることから、共同で維持管理を行っている南予用水施設や農道、モノレールなどの作業及び管理経費が負担となり、近い将来には、施設の運用が困難になると懸念されている。

- ・後継者が不在の農家が離農する際にも、相談先がなく、園地、機械及び施設が継承されていない。

- ・中山間地域特有の急斜面に広がる園地作業が精一杯で、鳥獣被害対策にまで手が回っていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

明浜地区の柑橘農業の活性化を図るために令和4年に策定した「明浜地区柑橘農業活性化計画」に基づき、生産者、農業法人、関係機関及び行政が連携して明浜地区全体での取組みを進めていく。

当計画では、明浜地区柑橘農業の持続性を高め、自然環境の保全と良好な景観の形成、技術の伝承などを次世代の生産者に引き継ぎ、将来にわたり、意欲ある生産者や生産者組織等が安心して営農を継続できるように支援し、新たな担い手の確保、育成ができる環境を整えるため、①「実効性のある農地情報の整理と可視化」、②「担い手の確保・育成」、③「持続した農業経営」に分類した課題を設定し、その課題ごとに目指すべき将来像を掲げている。

まずは、この「明浜地区全体」での取組みにより、農地保全の意識の共有や機運を醸成し、当地域の柑橘農業が抱えている個別の課題等を解決していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	150 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。(人・農地プランで設定している区域を継承)

区域内の農用地等面積については、日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金)を受けている組織が管理している農地を積み上げ地図化した。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 「農地流動化委員会」をはじめ、「明浜地区柑橘農業活性化計画」の推進する組織との連携や、農地中間管理機構の活用により、認定農業者や新規就農者を中心に下記の各地区での具体方針に沿って、面積の拡大を進めるとともに、耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。 当地域の計画区域は、中山間集落協定単位と同じであり、3つの農業集落で構成されている。 なお、当区域内には、慣行栽培や有機栽培など、栽培管理の異なる果樹園地が混在するが、農用地の集積、集約化に当たっては、共存共栄かつ経営（作業）の効率化に重点を置き、計画区域（協定単位）内の担い手で行う。 ただし、受け手が確保できない場合には、明浜町内の隣接する計画区域との集積、集約も積極的に推進する。 (地域全体の方針) 「実効性のある農地情報の整理と可視化」 ・農地の現状、将来の貸付や譲渡の意向を確認し農地情報の整理を行い、さらに可視化する。相談窓口の設置により、農地の貸し渋りを無くし、円滑な農地流動化を目指すとともに、農地及び地域資源の適正な保全・維持を図る。 【具体的な取組み】 ① 農地情報の把握と整理 地域での話し合いにより、人と農地の問題（円滑な農地の貸借、遊休農地の発生防止・活用）解決を進めるとともに、アンケート等の実施により農地情報の整理を行い、地域全体または町全体で農地を守る機運の醸成を図る。 ② 農地情報の可視化 整理された農地情報を地図上に重ねて表示し、可視化したデータをインターネット等で配信し情報共有を行う。 ③ 相談窓口の設置 農地管理、離農相談及び農地情報の利用について相談窓口を設置し、円滑な推進を行う。 (各地区の共通方針) ※【大浦集落】、【新田集落】、【脇集落】 ・農地の拡大の意向のある担い手を中心に農地の集約を進める。また、Iターンによる移住就農者の獲得も進める。 ※全ての地区において、中心経営体である認定農業者が中心となって担い、新規就農者の受け入れを、東宇和農業協同組合、農事組合法人無茶々園、特定農業法人俵津農地ヘルパー組合株式会社等との地元団体と連携して促進する。 また、農地・農業者の動きについては、農業委員等と連携した情報収集を積極的に行いながら対応していく。									
(2) 農地中間管理機構の活用方針 「農地流動化委員会」を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯圖の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。									
(3) 基盤整備事業への取組方針 担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。 具体的には、日本型直接支払制度を最大限活用した農業基盤の維持管理や、担い手の負担の軽減を図る。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市や県（西予農業指導班）、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業しやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。									
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。 ⑤急傾斜地果樹園での薬液散布、施肥、収穫物の運搬等の各種作業を省力・軽労化するための現行機械の更新や導入や、機械化を可能とする生産性の高い園地に向けた緩傾斜化など、国や県の補助金を活用した整備を検討する。 ⑦「農地流動化委員会」が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。 ⑩明浜独自事業である「西予市柑橘農業就農支援事業」（農業体験者、就農研修生及び就農研修生を受け入れる明浜地域の認定農業者、営農組織等に対する補助金を交付）により、新規就農者の定着促進を図る。									